

令和2年度

事業概要

水道局

目 次

I	水道局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和2年度 主要事業	6

経営企画課

<総務係>

- (1)局及び課に属する庶務及び局内事務の連絡調整に関すること。
- (2)渉外事務に関すること。
- (3)ほう賞金及び表彰に関すること（職員に対するものを除く。）。
- (4)文書に関すること。
- (5)公印の管守に関すること。
- (6)広報及び広聴事務に係る連絡調整に関すること。
- (7)庁舎の管理に関すること。
- (8)加入電話の管理に関すること。
- (9)神戸市水道サービス公社に関すること。
- (10)局のコンプライアンスの推進に関すること。
- (11)局内監査に関すること。
- (12)局に属する物品の購入及び賃借契約、工事及び製造その他の請負契約、委託契約並びに不用物品の売却契約に関すること。
- (13)法規の運用並びに条例及び管理規程の制定及び改廃に関すること。
- (14)争訟の統轄に関すること。
- (15)金銭出納証票の審査に関すること。
- (16)現金及び有価証券の運用並びに出納保管に関すること。
- (17)担保金の管理に関すること。
- (18)金融機関との契約及び連絡に関すること。
- (19)金融機関の検査に関すること。
- (20)局内金銭出納事務の調整に関すること。
- (21)収入及び支出の認証に関すること。
- (22)局の物品（たな卸資産を除く。）の総括に関すること。
- (23)局に関する予算の編成並びに管理に関すること。
- (24)財政計画及び資金計画に関すること。
- (25)決算並びに必要な諸表の作成に関すること。
- (26)市会議案に関すること。
- (27)企業債及び一時借入金に関すること。
- (28)一時貸付金に関すること。
- (29)基金及び積立金の管理に関すること。
- (30)剰余金の処分及び積立金に関すること。
- (31)計理及び業務状況の報告に関すること。
- (32)固定資産の総括事務及び管理に関すること。
- (33)その他財務に関すること。
- (34)その他特に命じられた事項に関すること。

<職員係>

- (1)職制に関すること。
- (2)職員の人事に関すること。
- (3)職員の服務に関すること。
- (4)職員の公傷病に関すること。
- (5)職員の給与に関すること。
- (6)労働組合に関すること。
- (7)職員の表彰並びに懲戒及び分限に関すること。
- (8)水道局職員分限懲戒審査会に関すること。
- (9)職員の安全管理に関すること。
- (10)研修施設の管理運営に関すること。
- (11)職員の衛生管理に関すること。
- (12)水道局職員衛生管理審査会に関すること。
- (13)職員の福利厚生及び慰安教養に関すること。
- (14)被服制度に関すること。
- (15)職員の研修に関すること。
- (16)情報システムの計画、開発、運用及び保守（他の所管に属するものを除く。）並びに関係課との連絡調整に関すること。

と。

- (17)情報セキュリティ対策の総括的な推進、指導及び調整に関すること。

計画調整課

<調査係>

- (1)課に属する庶務に関すること。
- (2)経営の基本に関すること。
- (3)水資源施策及び水利権の基本に関すること。
- (4)料金制度の調査及び研究に関すること。
- (5)原価計算及び経営分析に関すること。
- (6)各種統計の研究、指導及び改善に関すること。
- (7)阪神水道企業団に関すること。
- (8)兵庫県水道用水供給事業に関すること。
- (9)上下水道事業審議会の庶務（水道局所管に限る。）に関すること。
- (10)その他経営に関する重要事項の調査統計及び企画に関すること。

<広報活用係>

- (1)水道事業に関わる広報・コミュニケーションの推進に関すること。
- (2)水の科学博物館の管理運営に関すること。
- (3)水道局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (4)羽束川・波豆川流域水質保全協議会に関すること。
- (5)付帯事業に関すること。
- (6)公有財産管理事務の調整に関すること。
- (7)不動産の取得、借入れ及び処分の手続きに関すること。
- (8)不動産の取得及び借入れに伴う補償に関すること。
- (9)貯水池等及び建物の保険に関すること。

<計画係>

- (1)局の基本的施策の立案及び調整に関すること。
- (2)基幹施設整備工事の計画及び調整に関すること。
- (3)水道の技術的調査研究に関すること。
- (4)民営簡易水道統合及び未普及地区解消に係る計画の立案に関すること（他の課及び事業所の事務分掌とされているものを除く。）。
- (5)水資源確保（中水道・海水淡水化・地下水等）に係る調査及び研究に関すること。
- (6)水・インフラ整備に関する国際貢献に関すること。
- (7)水道事業の広域連携に関すること。
- (8)重要事項（管理者の指定するものに限る。）の調査及び計画に関すること。

配水課

<事務係>

- (1)課に属する庶務並びに副局長（水道技術管理者）の所掌する課に関する事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)導、送水管（管理者の指定するものを除く。）及び配水管の維持、改良工事の事務に関すること。
- (3)都市計画事業に伴う配水管の整備工事の事務に関すること。
- (4)配水管の受託工事の事務に関すること。
- (5)配水管整備増強工事の事務に関すること。
- (6)基幹施設整備工事のうち送、配水管工事（管理者の指定するものを除く。）の事務に関すること。
- (7)団地給水工事（送、配水管工事に限る。）の事務に関すること。
- (8)工業用水道の配水管の維持、改良工事の事務に関すること。
- (9)指定給水装置工事事業者及び指定工業用水道工事事業者に関すること。

- (10) 開発行為等に伴う給水，民営簡易水道統合及び未普及地区解消に係る連絡及び調整並びにこれらに付随する事務に關すること。
- (11) 開発行為等に伴う給水計画及び他の工事計画との調整に關すること。
- (12) 工事負担金等の契約及びこれに付随する事務に關すること。
- (13) 地下水等併用水道の事務に關すること。
- (14) 工業用水道条例の違反事項の調査及び処理に關すること。
- (15) 工業用水道に關する調査及び研究に關すること。

- (16) 工業用水道の営業，使用の承認その他業務手続に關すること。
- (17) 工業用水道の料金その他収入金の調定，収納及び還付に關すること。
- (18) 工業用水道のメーターに關すること。
- (19) 期間満了メーターに關すること。
- (20) 悪質事業者対策に關すること。

<配水係>

- (1) センター工事係に關連する連絡調整に關すること。
- (2) 配水管の維持管理に關すること。
- (3) 漏水防止工事の企画及び調査に關すること。
- (4) 水圧の調査及び統計に關すること。
- (5) 漏水修繕の調査及び統計に關すること。
- (6) 導，送，配水管工事の出来形整理及び統計に關すること。
- (7) 管路情報管理システムの管理及び運用に關すること。
- (8) 工業用水道の配水管の維持管理に關すること。
- (9) 道路工事調整協議会との連絡及び調整に關すること。

<管路設計係>

- (1) 導，送水管（管理者の指定するものを除く。）及び配水管の維持，改良工事の調査，設計及び検査に關すること。
- (2) 都市計画事業に伴う配水管の整備工事の調査，設計及び検査に關すること。
- (3) 配水管の受託工事の調査，設計及び検査に關すること。
- (4) 団地給水工事（送，配水管工事に限る。）の調査，設計及び検査に關すること。
- (5) 配水管整備増強工事の調査，設計及び検査に關すること。
- (6) 基幹施設整備工事のうち送，配水管工事（管理者の指定するものを除く。）の調査，設計及び検査に關すること。
- (7) 工業用水道の配水管の維持，改良工事の調査，設計及び検査に關すること。
- (8) 土木積算に關する調査，連絡，調整に關すること（施設課の所管に属するものを除く。）。

<給水係>

- (1) 給水装置工事の検査及び技術的企画に關すること。
- (2) 給水工事材料の規格統一に關すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者の監督に關すること。
- (4) 地下水等併用水道に係る技術的支援，助言及び指導に關すること。
- (5) 開発行為等に伴う給水，民営簡易水道統合及び未普及地区解消に係る技術的支援，助言及び指導に關すること。
- (6) 開発行為等に伴う給水計画及び他の工事計画との調整に係る技術的支援，助言及び指導に關すること。
- (7) 開発行為等に伴う給水工事の連絡調整に係る技術的支援，助言及び指導に關すること（給水装置工事を除く。）。
- (8) 工事負担金等の積算に關すること。
- (9) 工業用水道の給水施設に係る技術的支援，助言及び指導に關すること。

お客さまサービス課

<お客さまサービス係>

- (1) 課に属する庶務に關すること。
- (2) センターお客さま係に關連する連絡調整に關すること。
- (3) 神戸市水道条例の違反事項の調査及び処理に關すること。
- (4) 車両の保険及び整備の指導に關すること。
- (5) お客さまサービスの向上策の企画及び推進に關すること。
- (6) 営業に關する調査・指導及び業務改善に關すること。
- (7) 営業に關するシステムに關すること。

施設課

<事務係>

- (1) 課に属する庶務並びに浄水管理センター及び水質試験所に關する事務の連絡，調整及び改善に關すること。
- (2) 貯，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事の事務に關すること。
- (3) 基幹施設整備工事の事務に關すること。
- (4) 団地給水工事の事務に關すること。（他の課及び事業所の事務分掌とされているものを除く。）
- (5) 工業用水道の導，送，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事の事務に關すること。
- (6) 営繕工事の事務に關すること。

<浄水係>

- (1) 浄水管理センター及び水質試験所の連絡調整に關すること。
- (2) 貯，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事の調査，設計及び検査に關すること。
- (3) 基幹施設整備工事（管理者の指定するものに限る。）の調査，設計及び検査に關すること。
- (4) 浄水の技術的調査に關すること。
- (5) 水量調整及び統計に關すること。（浄水管理センターの事務分掌とされているものを除く）
- (6) 工業用水道の導，送，浄，配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持，改良工事の調査，設計及び検査に關すること。

<設計係>

- (1) 基幹施設整備工事の調査，設計及び検査に關すること。（他の課，係及び事業所の事務分掌とされているものを除く。）
- (2) 団地給水工事（送，配水管工事を除く。）の調査，設計及び検査に關すること。
- (3) 土木技術に關する連絡及び調整に關すること。
- (4) 特殊建造物の調査，研究，構造解析，設計及び検査に關すること。
- (5) 構造設計の改善に關すること。
- (6) 土木積算に關する連絡及び調整に關すること。（配水課の所管に属するものを除く。）

<機械係>

- (1) 機械設備工事の調査，設計，検査及び施行に關すること。

<電機係>

- (1) 電気設備工事の調査，設計，検査及び施行に關すること。
- (2) 防災行政無線通信設備の保守管理に關すること。

<営繕係>

- (1) 建築物の工事に係る調査，設計，検査及び施行に關すること。
- (2) その他営繕に關すること。

水道局

浄水管理センター（２）

<事務係>

- (1)センターに属する庶務に関すること。
- (2)センターに属する業務（浄水事務所の所管に属するものを除く。）に付随する事務に関すること。
- (3)水の科学博物館の運営に関すること（計画調整課の事務分掌とされているものを除く。）。

<保全係及び設備係>

- (1)貯水、浄水に関すること。
- (2)貯、浄、配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持管理並びに維持、改良工事（他の係、他の事業所の事務分掌とされているものを除く。）の施行に関すること。
- (3)上水道水源のかん養に関すること。
- (4)水量調整及び統計（管理者の指定するものに限る。）に関すること。
- (5)機械・電気・計装設備の維持管理に関すること。
- (6)基幹施設整備工事の施行（管理者の指定するものに限る。）に関すること。
- (7)工業用水道の導、送、浄、配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持管理並びに維持、改良工事の施行に関すること。
- (8)水の科学博物館の管理に関すること（計画調整課の事務分掌とされているものを除く。）。
- (9)テレメータ子局更新の施工管理に関すること。
- (10)基幹施設の再整備に関する計画及び調整に関すること。
- (11)国際インフラ協力事業に関すること。

〔保全係及び設備係の係別分掌事務は、水道事業管理者が定める。〕

<工事係>

- (1)基幹施設整備工事（送、配水管工事にあつては、管理者の指定するものに限る。）の設計（設計の変更に関するものに限る。）及び施行に関すること。
- (2)団地給水工事（送、配水管工事を除く。）の設計（設計の変更に関するものに限る。）及び施行に関すること。
- (3)貯、浄、配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持、改良工事（管理者の指定するものに限る。）の施行に関すること。
- (4)工業用水道の導、送、浄、配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持、改良工事（管理者の指定するものに限る。）の施行に関すること。

<上ヶ原浄水事務所>（３）

- (1)浄水に関すること。
- (2)貯、浄、配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持管理並びに維持、改良工事（管理者の指定するものに限る。）の施行に関すること。
- (3)水量調整及び統計（管理者の指定するものに限る。）に関すること。
- (4)機械・電気・計装設備の維持管理に関すること。
- (5)基幹施設整備工事の施行（管理者の指定するものに限る。）に関すること。
- (6)工業用水道の取水、浄水に関すること。
- (7)工業用水道の導、送、浄、配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持管理並びに維持、改良工事の施行に関すること。
- (8)前各号に付随する事務に関すること。

<北神浄水事務所>（３）

- (1)貯水、浄水に関すること。

- (2)貯、浄、配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の維持管理並びに維持、改良工事の施行に関すること。
- (3)上水道水源のかん養に関すること。
- (4)水量調整及び統計（管理者の指定するものに限る。）に関すること。
- (5)機械・電気・計装設備の維持管理に関すること。
- (6)基幹施設整備工事の施行（管理者の指定するものに限る。）に関すること。
- (7)前各号に付随する事務に関すること。

水質試験所（２）

- (1)水源の水質保全に伴う水質調査に関すること。
- (2)浄水、送配水及び給水過程の水質試験に関すること。
- (3)浄水処理及び水質の調査及び研究に関すること。
- (4)工業用水道及び簡易水道の水質試験に関すること。
- (5)その他の水質試験及びこれに付随する事務に関すること。

センター（２）【東部・北】

<お客さま係>

- (1)センターに属する庶務に関すること。
- (2)水道料金その他諸収入金の調定、収納及び還付に関すること。
- (3)使用水量の査定及び調査に関すること。
- (4)水道料金その他諸収入金の未納整理に関すること。
- (5)神戸市水道条例違反の調査及び報告に関すること。
- (6)センターにおける広報及び相談並びにお客様サービスの企画及び推進に関すること。
- (7)センターに属する業務に付随する事務（工事係の所管に属するものを除く。）に関すること。

<工事係>

- (1)給水装置工事の設計実施及び調査に関すること。
- (2)給水装置の維持修繕に関すること。
- (3)貯蔵品の受払に関すること（給水工事材料に限る。）。
- (4)水道メーター（口径 50 ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関すること。
- (5)配水操作に関すること。
- (6)導、送水管（管理者の指定するものを除く。）及び配水管の維持管理並びに一部給水管の修理に関すること。
- (7)導、送水管（管理者の指定するものを除く。）及び配水管の維持、改良工事の施行に関すること。
- (8)配水管整備増強工事の施行に関すること。
- (9)都市計画事業に伴う配水管の整備工事の施行に関すること。
- (10)漏水防止工事の施行に関すること。
- (11)配水管の受託工事の施行に関すること。
- (12)基幹施設整備工事のうち送、配水管工事（管理者の指定するものを除く。）の施行に関すること。
- (13)団地給水工事（送、配水管工事に限る。）の施行に関すること。
- (14)工業用水道の配水管の維持管理及び一部給水施設の修理に関すること（東部センターに限る。）。
- (15)工業用水道の配水管の維持、改良工事の施行に関すること（東部センターに限る。）。

センター（１）【中部・西部・垂水】

<お客さま係>

- (1)センターに属する庶務に関すること。
- (2)水道料金その他諸収入金の調定、収納及び還付に関すること。
- (3)使用水量の査定及び調査に関すること。

- (4)水道料金その他諸収入金の未納整理に関する事。
- (5)神戸市水道条例違反の調査及び報告に関する事。
- (6)センターにおける広報及び相談並びにお客様サービスの企画及び推進に関する事。
- (7)センターに属する業務に付随する事務（工事係の所管に属するものを除く。）に関する事。

<工事係>

- (1)給水装置工事の設計実施及び調査に関する事。
- (2)給水装置の維持修繕に関する事。
- (3)貯蔵品の受払（西部センターを除き、給水工事材料に限る。）に関する事。
- (4)水道メーター（西部センター以外は口径 50 ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関する事。
- (5)配水操作に関する事。
- (6)導、送水管（管理者の指定するものを除く。）及び配水管の維持管理並びに一部給水管の修理に関する事。
- (7)導、送水管（管理者の指定するものを除く。）及び配水管の維持、改良工事の施行に関する事。
- (8)配水管整備増強工事の施行に関する事。
- (9)都市計画事業に伴う配水管の整備工事の施行に関する事。
- (10)漏水防止工事の施行に関する事。
- (11)配水管の受託工事の施行に関する事。
- (12)基幹施設整備工事のうち送、配水管工事（管理者の指定するものを除く。）の施行に関する事。
- (13)団地給水工事（送、配水管工事に限る。）の施行に関する事。
- (14)工業用水道の配水管の維持管理及び一部給水施設の修理に関する事（垂水センターを除く。）。
- (15)工業用水道の配水管の維持、改良工事の施行に関する事（垂水センターを除く。）。
- (16)水道メーターの管理に関する事（西部センターに限る。）。
- (17)貯蔵品（配水工事材料に限る。）の管理に関する事（西部センターに限る。）。
- (18)不用品の受払、保管及び処分に関する事（西部センターに限る。）。
- (19)貯蔵品（配水工事材料に限る。）管理の調査研究及び改善に関する事（西部センターに限る。）。
- (20)前 4 号に付随する事務に関する事。（西部センターに限る。）

令和2年度 主要事業

1. 水道事業の概要（経営企画課）

水道事業は、明治33年の給水開始以来、都市の成長とともに事業を拡大してきました。しかし、近年の水需要の減少や更新費用の増大など水道事業は大きな転換期を迎えています。

こうした諸課題に対応するため、平成28年に長期的視点に立った取り組みの基本方針となる「神戸水道ビジョン」を策定しました。さらに、令和2年度から4年間の具体的な施策内容を掲げたアクションプランである「中期経営計画2023」を策定し、掲げた施策を着実に遂行することで、引き続き安全で安心な水を安定的に提供していきます。

2. 水道システムの最適化と災害への備え

（1）配水管網再構築の推進（配水課）

配水管の更新にあたっては、水需要に応じた口径の縮小や配水管網の小ブロック化を行います。また、災害時に避難所となる学校や病院などの防災拠点に至る配水管ルート耐震化についても進めていきます。

（2）バックアップ体制の強化（施設課）

これまで、震災を教訓に災害や事故に備えて市街地東部地域で大容量送水管の整備を進め、送水の安定性の向上に取り組んできました。さらに、市街地西部地域で連絡管の整備や北神地域で送水施設の再整備に取り組むことで、送水の安定性を高めていきます。また、配水幹線での事故等においても、断水等の被害を最小限に留めるため、配水区域間連絡管の整備検討を進めます。

（3）土砂災害対策（施設課）

近年の頻発・激甚化する土砂災害に対応するため、平成30年度より、土砂災害警戒区域に位置する浄水場・配水場等の水道施設において、土砂災害対策工事を順次進めています。引き続き、優先度が高い施設の対策工事を行い、災害に対して強靱な水道施設の構築を目指します。

（4）市民とのリスクコミュニケーションの強化（計画調整課・配水課）

震災の経験や教訓を踏まえ、これまで整備を進めてきた災害時給水拠点に加え、災害時に避難所となる学校を中心に、「災害時臨時給水栓」を整備します。また、「神戸市水道局災害時支援協力員制度」に基づき、OB職員の協力も得ながら、地域住民で応急給水活動が行えるよう、市民とのリスクコミュニケーションを強化します。

3. 経営の持続

(1) 再生可能エネルギーの活用（施設課）

環境にやさしい水道システムの構築を目指して導入したマイクロ水力発電の運用を開始します。また、点在する複数の送水ポンプを IT で一括制御し、電力の需給バランス調整をすることで、1つの発電所のように機能させる VPP（バーチャルパワープラント）事業へ参画し、低炭素社会の実現に寄与します。

浄水処理過程で発生する汚泥のリサイクルや、アスファルト合材・砕石等における再生材料の積極的な使用などの環境負荷低減に継続して取り組みます。

(2) 新技術を活用した業務の効率化（経営企画課）

局内に ICT/IoT プロジェクトチームを立ち上げ、先行事例の調査や民間企業へのヒアリングを行い、具体的なツールや活用する技術・対象業務について、検討を進めてきました。令和2年度は、ドローン等先進技術を活用した遠隔監視による巡視点検の実用化の検討や、六甲山エリア（難検針地域）におけるスマートメーターの導入に向けた検討を進めます。

(3) 市民・事業者の利便性向上（配水課・お客さまサービス課）

給水装置工事申請における電子申請を本格実施します。また、水道局本庁舎等で閲覧している管路情報について、インターネット上で閲覧できるよう検討を進めます。

水道料金の支払い方法については、利用者であるお客さまに多様な支払方法を提供し、更なるサービスの向上につなげるため、「～Pay」等の電子マネーによる支払いに対応していきます。

(4) 人材育成と技術の継承（経営企画課）

今後も大量の職員が退職を迎え、給水収益が減少していく厳しい経営環境の中で、業務の執行体制を効率化しながら、危機にも対応できる少数精鋭の組織において、技術技能の継承を図っていく必要があります。

令和2年度は、水道の安全性を確保するうえで欠くことのできない、継承していくべき技術・技能について、幅広く担える職員を確保・育成していくための方策と制度構築の検討を行います。

4. 広報とコミュニケーションの充実・強化

(1) 広報とコミュニケーションの充実・強化（計画調整課）

水道事業やその課題に対する市民の関心を高めるために、幅広い世代の方々に情報発信を展開します。様々な広報媒体やグッズの活用、各種イベントや出前トークの機会を利用して、双方向のコミュニケーションを深めていきます。

令和2年度は「水道水を飲む習慣」をテーマに、水道水の利用促進の方策の一つ

として、市民に水道水を気軽に飲む習慣を作っていただけるような広報に取り組んでいきます。

(2) 悪質事業者対策の充実・強化（配水課）

悪質事業者による被害を未然に防止するための注意喚起など、市民への啓発活動に努めるとともに、水回りトラブルの相談や修繕が依頼できる「水道修繕受付センター」のさらなる認知度向上に取り組めます。また、指定給水装置工事事業者向けに研修会を実施し、事業者の資質向上に取り組めます。

5. 工業用水道事業の概要（配水課）

工業用水道事業は、神戸市の臨海部に進出する企業の水需要に応じるため、昭和39年に事業を開始しました。当事業は開始から50年以上経過しており、近年は老朽化した施設を更新するため、ポンプ場や導水管・送水管等を改築してきました。令和2年度以降も、緊急時の断水を回避するための管路の複数系統化や経年化の著しい配水管の更新を計画的に進めていきます。